

川西町水道事業経営戦略

平成29年3月策定

(令和8年2月一部改定)

川西町地域整備課

目 次

第1章 経営戦略策定の目的	1
第2章 水道事業の現状と課題	
(1) 行政区域内の人口と水需要	1
(2) 水道施設	1
(3) 災害・危機管理対策	2
(4) 水道事業の経営	2
(5) サービス	3
(6) 人材育成	3
第3章 経営の基本方針	
(1) 安定供給	4
(2) 水質管理	4
(3) 耐震化の促進	5
(4) 応急給水体制・応急復旧体制の充実	5
(5) 老朽化施設の更新	5
(6) 施設更新費用の対応	5
(7) 利用者サービスの充実	5
(8) 技術者の確保	6
第4章 計画期間	6
第5章 投資・財政計画	
(1) 投資について	6
(2) 財源について	6
(3) 投資・財政計画の条件	6
収益的収支財政計画	7
資本的支出財政計画	8
第6章 経営健全化の取組	
(1) 組織及び定員に関する事項	9
(2) 料金改定に関する事項	9
(3) 一般会計からの繰入金に関する事項	9
(4) 民間委託活用に関する事項	9
(5) 資金管理・調達に関する事項	9
(6) 情報公開に関する事項	9
(7) 広域化に関する事項	9
資料(経営比較分析表)	10
用語解説	11

第1章 経営戦略策定の目的

本町の水道事業については、保有する資産の老朽化に伴う大量更新期の到来や人口減少等に伴う料金収入の減少等により、経営環境は厳しさを増しており、不断の経営健全化の取り組みが求められています。

このような中、水道事業が住民のライフラインとして重要なサービスを提供する役割を果たしており、将来にわたってもサービスの提供を安定的に継続することが可能となるよう、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定するものです。

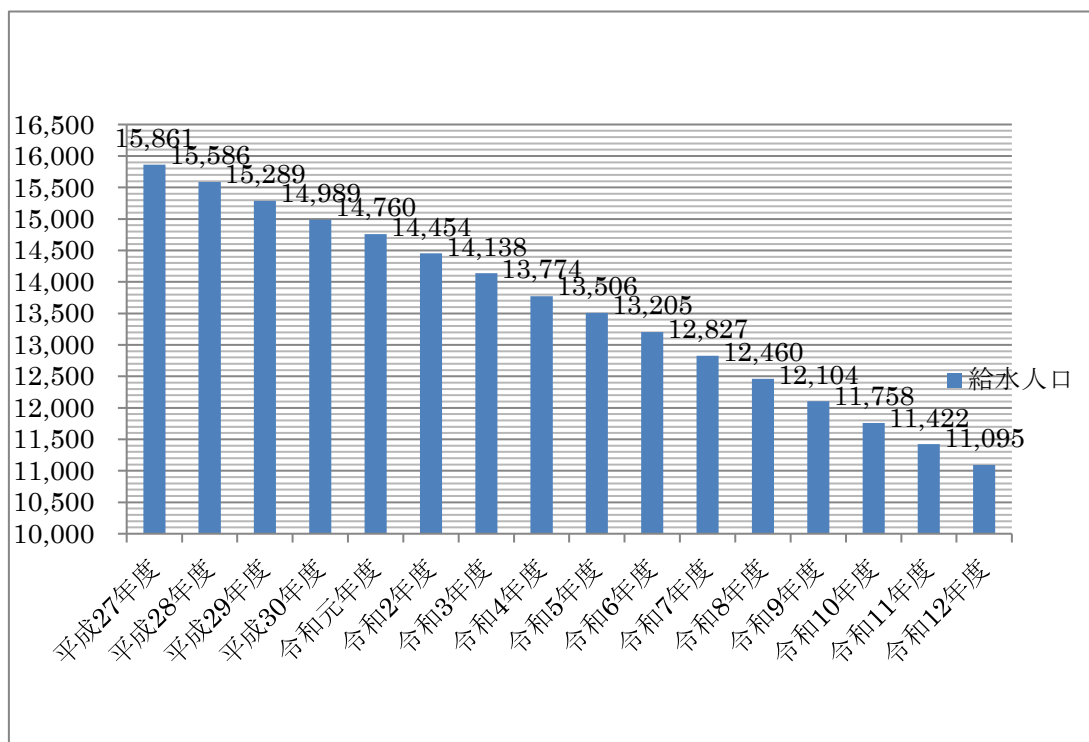
第2章 水道事業の現状と課題

(1) 行政区域内の人口と水需要

近年、本町の給水人口は減少傾向が顕著となり、令和6年度末の給水人口は13,205人であり、平成27年度末の15,861人と比較して83.25%まで落ち込んでいる状況にあります。令和5年度から令和6年度にかけては、給水人口が301人減少しており、同様の割合で減少を続けた場合、令和12年度末の給水人口は、11,095人になる見込みです。

また、水需要についても節水器具の普及や節水意識の高まりもあり、さらに減少していくものと思われます。

図 給水人口の推移及び今後の給水人口の見込み



(2) 水道施設

本町の水道事業は、昭和36年度に町中心部を給水区域として計画給水人口6,400人、計画1日最大給水量1,280m³/日で認可を受け、昭和37年12月から一部

給水を開始しています。

昭和41年度に給水区域を町内平野部に拡張し、計画給水人口19,000人、計画1日最大給水量3,800m³/日とする第1次拡張事業に着手し、昭和45年3月には山間部を除く全町に給水を開始しています。

経済成長が加速する中、一般家庭をはじめ官公署、学校、事業所の新築、増築等が相次ぎ、水需要の増加に対処するために順次拡張事業を行い、昭和57年4月に玉庭西沢地区簡易水道事業を、平成元年4月に川西町東沢宮農飲雑用水供給事業を、それぞれ上水道事業に編入し、町全域が上水道給水区域となりました。

さらに、平成19年10月には自己水源の廃止に伴い、全配水量を県水の受水へ移行することとし、計画給水人口17,300人、計画1日最大給水量9,500m³/日に変更し、現在に至っています。

以上のように、これまで6回の拡張事業を実施しながら、水需要に応えるため施設整備・拡張・更新に務め安定した水道事業を維持してきました。

配水管延長は、令和6年度末で210.8kmとなっており、耐用年数を超過した管もあり、今後補助事業等を活用するなど計画的な布設替え工事も実施していく必要があります。

また、令和6年度末の有収率は72.6%であり、有収率の向上が大きな課題となっています。このため、毎年の漏水調査を実施するとともに、効率的な配水管の布設替えを進めていくことが必要となっています。

(3) 災害・危機管理対策

地震大国である日本では、東北地方に甚大なる被害を及ぼした東日本大震災をはじめ、上下水道管などの生活インフラにも甚大な被害をもたらした令和6年1月の能登半島地震など、毎年のように地震による水道施設への被害が生じています。

また、近年全国各地で頻発している大雨による洪水や土砂災害等による水道施設への被害も危惧されます。

このようなことから、本町では「川西町危機管理マニュアル」及び「断水マニュアル」に基づき、災害等不測の事態でも的確な行動ができる体制を確保するよう努めています。

さらに災害が発生した場合の応援体制充実のため、(社)日本水道協会との相互の応援協定の締結をすると共に防災訓練への参加や応急給水拠点での給水訓練にも取り組んでいます。

(4) 水道事業の経営

本町の水道事業は、給水人口の減少や節水器具等の普及から水道料金収入が年々減少しています。また、全配水量を県水で受水しており、浄水部分に係る経費の削減ができない状況にもあります。

このような厳しい条件の中、平成30年度に策定した「川西町水道事業経営健全化計画」に基づく、職員定員適正化計画による人件費の削減や更新機器の長寿命化等様々な経費の節減に努めております。

令和6年度には、電気料金プランの見直し、口座振替通知書の廃止等により一層の経費の削減に努めているものの、昨今の物価高騰、漏水修理費等の高騰により、収益的収支が赤字になるなど、料金改定を含めた収入増加策の検討、更なる経費削減を進めてまいります。

(5) サービス

これまで本町の水道料金等の取扱い金融機関は、町内に支店のある金融機関のみとなっていました。平成28年度より町外の新たな3つの金融機関を追加して、お客様の利便性の向上を図っています。

平成30年度には、コンビニエンスストアでの料金納付を開始し、令和4年度には、スマートフォンからの決済を可能にするなど、納付環境の向上を図っています。

また、更なる納付環境の向上を目指し、地方税統一QRコード（eL-QR）を活用した納付についても検討を行います。

(6) 人材育成

職員の配置については、川西町水道事業経営健全化計画及び職員定員適正化計画により配置してきましたが、令和5年度発生した正安寺配水池災害復旧工事や国道287号バイパス整備に伴う老朽管布設工事等に対応するとともに、将来を担う水道職員の人材育成を目的として、令和7年度からは、正職員5名、会計年度任用職員1名の体制で業務を行っています。

しかしながら、正職員の水道経験年数は10年未満であり、技術者の養成や専門分野の業務の継承が大きな課題となっています。

図 水道職員の年齢構成

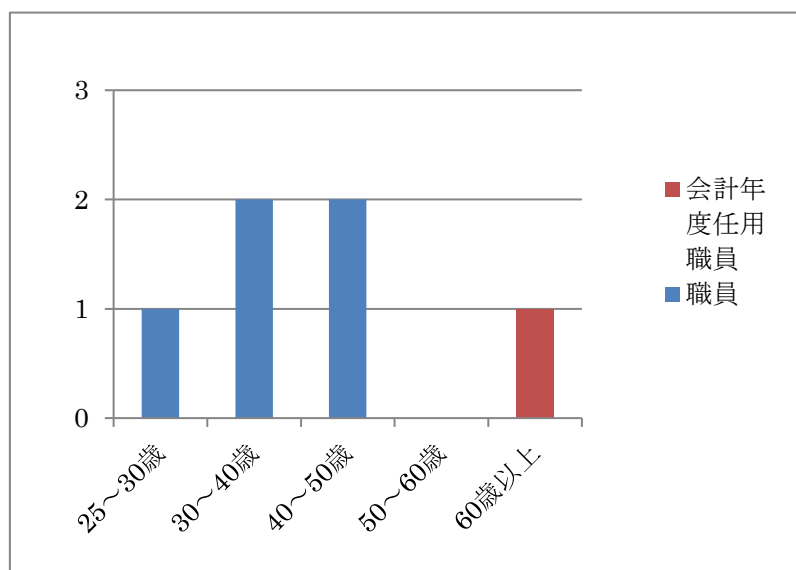
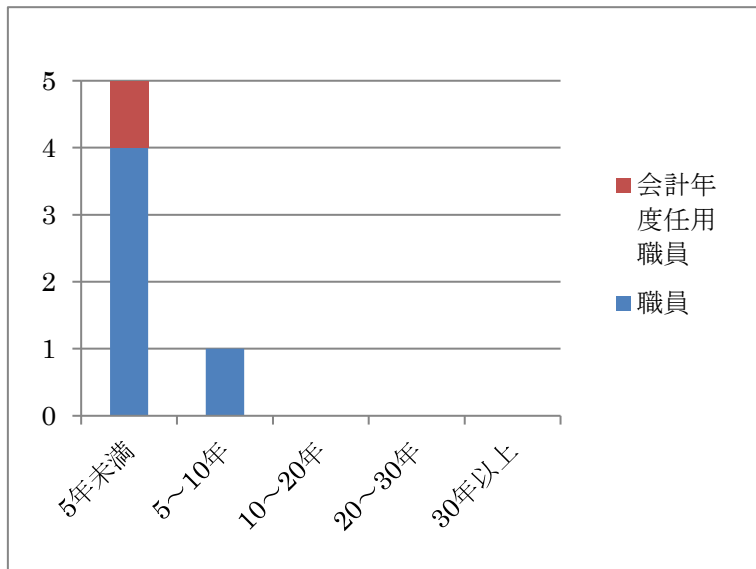


図 水道職員の経験年数



第3章 経営の基本方針

(1) 安定供給

本町では、平成19年度に唯一残っていた自己水源である諏訪浄水場を、老朽化を理由に廃止しました。このことにより、本町の水道水は県水から100%の受水となりました。

このため、本町の水道水の安定供給においては、最重要管路である県企業局からの送水管の安全確保が不可欠となります。

本町で県水を受水する八幡原配水池付近は、長井盆地西縁断層帯が通過しているため、県企業局が平成27年度から送水管の耐震化工事を実施しており、平成30年度には工事が完了し、送水管の耐震化が図られる予定です。

また、受水量は1日最大給水量9,032m³/日を確保しており、十分に需要に対応できる状況にあります。

本町の水道水の受水量及び配水量の状況は、中央監視（テレメータ）装置及び携帯電話ネットワークを使用し、24時間監視することで住民に安定した供給を行っています。

今後もこのような取り組みを継続し、住民に安定した水道水の供給に努めます。

(2) 水質管理

安全な水道水を供給するため、中央監視（テレメータ）装置及び計装設備により、常時水質管理を行っています。

また、専門の業者に委託し、定期的に法定検査項目の水質検査を実施しています。

さらに、町内9戸の配水末端箇所にある家庭に残留塩素濃度の測定（毎日）を委託し、水道水の水質管理を行っています。

今後も継続して適正な水質管理に努めます。

(3) 耐震化の促進

本町の配水管は、耐用年数を超過した老朽管も多く、計画的な布設替えを行う必要があります。

平成28年度には、県企業局が施工した送水管布設替え工事に併せ、本町の配水管（耐震管）の布設替え工事を実施しています。

また、国の生活基盤施設耐震化等交付金を活用し、基幹管路の配水管（耐震管）の布設替え工事も実施しています。

平成27年度に実施した「水道事業施設計画調査」に基づき、計画的な配水管の耐震化を図り災害に強い水道を目指します。

(4) 応急給水体制・応急復旧体制の充実

大規模地震や大雨災害による断水や給水制限に備え、応急給水など迅速な対応と早期復旧を目指した事業を行います。

本町が年に1回実施する総合防災訓練の際には、住民の方々にも参加を呼びかけ、応急給水訓練等を行い、非常時に対する備えを図っています。

また、県及び近隣市町と連携した訓練にも積極的に参加し、災害時に万全の態勢をとれるように努めます。

更に、応急復旧においては、町内建設業者で組織している「川西町建設業協会」と連携を図り早期復旧を行います。

(5) 老朽化施設の更新

本町の水道施設は管路・建築物・設備等耐用年数を超過しているものも多く、今後は「水道事業施設計画調査」に基づき、計画的に施設の管理を行ってまいります。

(6) 施設更新費用の対応

水道施設の更新整備は、「水道事業施設計画調査」に基づき実施を予定しておりますが、本町の水道会計の経営状況は、将来給水人口の減少等により厳しいものとなることから、料金改定も含め収入の確保を図るとともに、国の交付金事業等の有利な財源を活用しながら計画的に老朽化施設の更新を行い、災害に強い水道を目指します。

また、料金収入の基礎となる給水量の確保のため、安全安心な水のPRなどの対策を検討すると共に、料金収納率の更なる向上に向け滞納対策の強化を推進していきます。

(7) 利用者サービスの充実

広報誌やホームページとおして、水道の仕組み、水道料金やその体系等水道全般についての広報を充実していきます。

また、更なる納付環境の向上を目指し、地方税統一QRコード（eL-QR）を活用した納付についても検討を行います。

(8) 技術者の確保

水道事業の運営に欠かすことのできない専門的な知識や技術習得のため、外部研修会参加により職員の能力向上を目指します。

第4章 計画期間

本経営戦略の計画期間は、平成29年度から平成38年度までの10年間とします。

また、経営状況等の変化に対応するため随時フォローアップを行い、必要に応じて見直しを行います。

第5章 投資・財政計画

別紙1「収益的収支財政計画」・別紙2「資本的収支財政計画」のとおり

(1) 投資について

本町の有収率は、令和6年度末で72.6%であり、他の水道事業体と比較しても低い水準であるため、令和8年度末には83%に達することを目標として、漏水調査及び老朽管更新事業を実施していきます。

(2) 財源について

◆収益的収入

主な収入源は水道料金、一般会計繰入金となります。

一般会計からの繰入金については、国が示す繰出基準に基づく繰入を見込んでおり、その中には高料金対策の普通交付税も含まれております。水道料金については、有収水量が給水人口の減少等により今後も減少する見込ですが、持続可能な水道事業経営のため、料金改定も含め財源確保に努めてまいります。

◆資本的収入

主な資本的収入は、企業債、一般会計繰入金及び国庫補助金となります。

一般会計からの繰入金については、繰出基準内の繰入を見込んでおります。

(3) 投資・財政計画の条件

収益的収支については、給水人口の減少を加味した将来の水需要等を基に給水収益を試算して設定しております。

資本的収支については、工事の平準化を前提に建設改良費を策定しています。

一般会計からの繰入金、補助金及び工事負担金については、国及び県の道路工事を考慮し算出しています。

第4章 投資・財政計画 (収益的収支)

別紙1

(単位:千円, %)

年 度		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	
区 分		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(見込み)		
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	456,805	443,934	446,594	443,427	433,103	425,270	424,629	414,355	396,733	399,162	399,644	383,309	
	(1) 料 金 収 入	444,796	429,812	430,758	428,147	420,023	410,197	410,686	401,494	384,985	387,254	384,370	374,842	
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	4,758	5,111	5,702	2,250	1,606	3,327	2,215	2,052	3,556	4,042	7,993		
	(3) そ の 他	7,251	9,011	10,134	13,030	11,474	11,746	11,728	10,809	8,192	7,866	7,281	8,467	
	2. 営 業 外 収 益	13,092	12,883	12,966	45,135	37,171	11,917	12,369	12,341	26,204	12,373	20,979	12,562	
	(1) 補 助 金	660	780	860	33,512	26,280	310	240	240	16,670	400	10,307	228	
	他 会 計 補 助 金	660	780	860	33,512	26,280	310	240	240	16,670	400	10,307	228	
	そ の 他 補 助 金													
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	11,875	11,875	12,102	11,612	10,823	11,584	12,127	12,099	9,532	11,726	10,329	12,123	
	(3) そ の 他	557	228	4	11	68	23	2	2	2	247	343	211	
	収 入 計 (C)	469,897	456,817	459,560	488,562	470,274	437,187	436,998	426,696	422,937	411,535	420,623	395,871	
	支 出	1. 営 業 費 用	409,430	406,553	406,196	397,861	396,385	372,291	386,728	394,898	390,365	396,800	409,070	391,801
		(1) 職 員 給 与 費	32,900	32,298	33,681	35,973	39,021	31,512	29,584	33,339	34,168	34,499	31,444	34,651
		基 本 給 付 費	15,371	16,977	17,485	17,047	19,305	16,026	16,341	18,976	18,731	19,104	15,499	17,533
退 職 給 付 費														
そ の 他		17,529	15,321	16,196	18,926	19,716	15,486	13,243	14,363	15,437	15,395	15,945	17,118	
(2) 経 費		227,214	229,423	226,389	220,735	219,999	203,577	222,157	224,364	229,295	230,706	251,660	229,410	
動 力 費														
修 繕 費		3,090	923	237	548	4,865	718	909	4,739	4,808	6,100	1,913	1,455	
材 料 費		860	1,479	1,056	1,223	956	2,536	1,455	1,779	2,302	2,190	3,399	3,136	
そ の 他		223,264	227,021	225,096	218,964	214,178	200,323	219,793	217,846	222,185	222,416	246,348	224,819	
(3) 減 価 償 却 費		149,316	144,832	146,126	141,153	137,365	137,202	134,987	137,195	126,902	131,595	125,966	127,740	
2. 営 業 外 費 用		48,320	45,338	42,317	39,109	35,875	32,573	29,236	26,135	22,842	22,984	18,426	19,475	
(1) 支 払 利 息		48,320	45,338	42,265	39,109	35,875	32,573	29,236	26,131	22,842	19,802	18,426	19,473	
(2) そ の 他				52					4		3,182		2	
支 出 計 (D)	457,750	451,891	448,513	436,970	432,260	404,864	415,964	421,033	413,207	419,784	427,496	411,276		
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	12,147	4,926	11,047	51,592	38,014	32,323	21,034	5,663	9,730	△ 8,249	△ 6,873	△ 15,405		
特 別 利 益 (F)			72								31			
特 別 損 失 (G)						22	360	616	132	374	6,923	193		
特 別 損 益 (F)-(G) (H)			72		△ 22	△ 360	△ 616	△ 132	△ 374	△ 6,892	△ 193	△ 202		
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	12,147	4,926	11,119	51,592	37,992	31,963	20,418	5,531	9,356	△ 15,141	△ 7,066	△ 15,607		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	127,919	132,845	143,964	195,556	233,548	265,511	285,929	291,460	300,816	285,675	278,609	263,002		
流 動 資 産 (J)	221,152	327,144	214,515	236,786	267,167	287,334	315,882	309,413	293,264	294,531	220,746	211,999		
う ち 未 収 金	86,096	91,024	85,490	86,960	84,470	85,503	101,194	79,036	104,145	134,663	138,891	123,076		
流 動 負 債 (K)	222,345	321,110	212,649	195,493	190,513	198,224	223,903	241,909	247,941	286,193	215,563	220,206		
う ち 建 設 改 良 費 分					142,042			152,126	156,382	150,393	141,621	131,460		
う ち 一 時 借 入 金														
う ち 未 払 金	89,039	180,045	67,765	48,073	45,329	50,605	75,399	50,392	88,818	133,140	70,843	85,616		
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)														
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	452,047	438,823	440,892	441,177	431,497	421,943	422,414	412,303	393,177	395,120	391,651	383,309		
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)														
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)														
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)														
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)														
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)														

第4章 投資・財政計画 (資本的収支)

別紙2

(単位:千円)

年 度		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	
区 分		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(見込み)		
資本的収入	1. 企業債				24,800	34,700	30,100	108,900	26,100	80,900	111,900	88,600	86,000	
	うち資本費平準化債											32,400		
	2. 他会計出資金	25,147	180,055	27,672	13,600	7,799	11,781	27,566	1,210		2,530			
	3. 他会計補助金								2,750	22,033				
	4. 他会計負担金													
	5. 他会計借入金													
	6. 国(都道府県)補助金		10,205	3,182	4,500		5,831		3,587	35,172	22,000	63,851	2,500	
	7. 固定資産売却代金													
	8. 工事負担金				417	19,680			23,598			8,632		30,000
	9. その他													
	計 (A)	25,147	190,260	30,854	43,317	62,179	47,712	160,064	33,647	138,105	145,062	152,451	118,500	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)													
	純計 (A)-(B) (C)	25,147	190,260	30,854	43,317	62,179	47,712	160,064	33,647	138,105	145,062	152,451	118,500	
	資本的支出	1. 建設改良費	35,269	195,200	43,074	46,040	69,679	52,822	162,160	44,158	149,976	153,379	132,270	110,851
うち職員給与費														
2. 企業債償還金		130,428	134,716	138,620	142,299	144,780	142,043	145,312	148,673	152,126	156,382	150,393	141,622	
3. 他会計長期借入返還金														
4. 他会計への支出金														
5. その他				756	236						297			
計 (D)	165,697	329,916	182,450	188,575	214,459	194,865	307,472	192,831	302,102	310,058	282,663	252,473		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	140,550	139,656	151,596	145,258	152,280	147,153	147,408	159,184	163,997	164,996	130,212	133,973		
補填財源	1. 損益勘定留保資金	138,130	125,771	149,170	141,848	146,330	142,351	131,192	155,324	150,501	151,190	119,498	125,043	
	2. 利益剰余金処分額													
	3. 繰越工事資金													
	4. その他	2,420	13,885	2,426	3,410	5,950	4,802	16,216	3,860	13,496	13,806	10,714	8,930	
計 (F)	140,550	139,656	151,596	145,258	152,280	147,153	147,408	159,184	163,997	164,996	130,212	133,973		
補填財源不足額 (E)-(F)														
他会計借入金残高 (G)														
企業債残高 (H)	2,121,284	1,986,568	1,847,948	1,730,449	1,620,369	1,508,426	1,472,014	1,349,441	1,278,215	1,233,733	1,171,940	1,116,318		

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
区 分		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(見込み)	
収益的収支分		1,276	1,396	1,476	34,128	26,898	928	862	1,317	17,296	1,032	10,302	862
	うち基準内繰入金	1,276	1,396	1,476	34,128	26,898	928	862	866	2,665	1,032	902	862
	うち基準外繰入金								451	14,631		9,400	
資本的収支分		25,147	180,055	27,672	13,600	7,799	11,781	27,566	3,960	22,033	2,530		
	うち基準内繰入金												
	うち基準外繰入金	25,147	180,055	27,672	13,600	7,799	11,781	27,566	3,960	22,033	2,530		
合 計		26,423	181,451	29,148	47,728	34,697	12,709	28,428	5,277	39,329	3,562	10,302	862

第6章 経営健全化の取組

(1) 組織及び定員に関する事項

水道事業の定員については、定員適正化計画に基づく職員の配置を行い、効果的かつ効率的に事務事業が運営できる組織としていきます。人員減に伴う業務量を抑制するため、現在委託している業務以外の民間委託についても検討を行います。

また、スマートメーターの導入についての検討を行います。

(2) 料金改定に関する事項

令和10年度の受水費の値上げや、昨今の物価高騰等や給水人口の急激な減少を踏まえ、持続可能な水道事業の経営に向けて、料金改定等の収入増加水道委員会等において協議を行います。

(3) 一般会計からの繰入金に関する事項

地方公営企業法第17条の2に定められている経費負担の原則に基づき、国から示されている基準により繰入を行います。

(4) 民間委託活用に関する事項

メーター検針及び開閉栓業務は継続して民間委託を行っていきます。

また、水道使用者への更なるサービス水準の向上を図る観点から、事業の改善や新たに民間委託を検討していきます。

(5) 資金管理・調達に関する事項

企業債、一般会計繰入金及び内部留保資金の活用により、事業運営に必要な資金や建設改良費の資金を確保していきます。

資金運用については、安全性を十分に配慮しつつ最大限の運用益を得られるよう適正な管理を行っていきます。

(6) 情報公開に関する事項

水道事業の経営内容や料金の仕組みについて、広報誌やホームページを活用して水道使用者へ情報を発信していきます。

(7) 広域化に関する事項

水道事業の広域化に向け、置賜2市2町の自治体と勉強会を実施し、その可能性を検討していきます。

経営比較分析表（令和6年度決算）

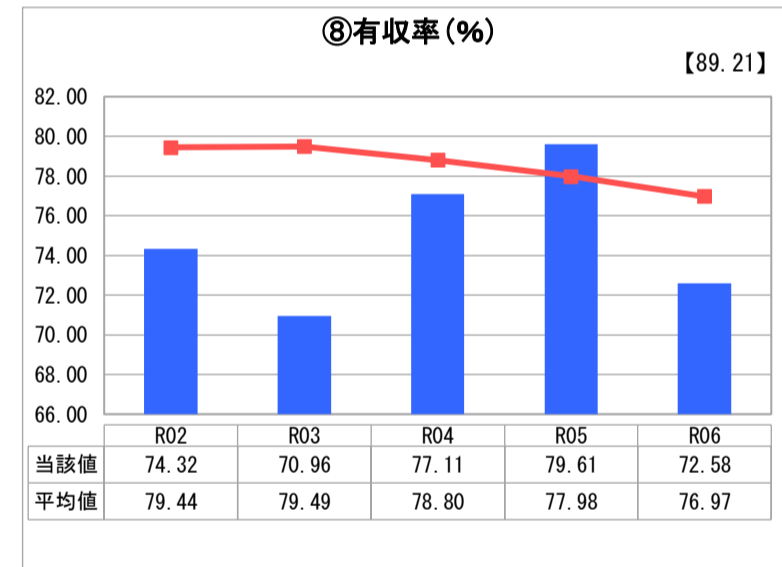
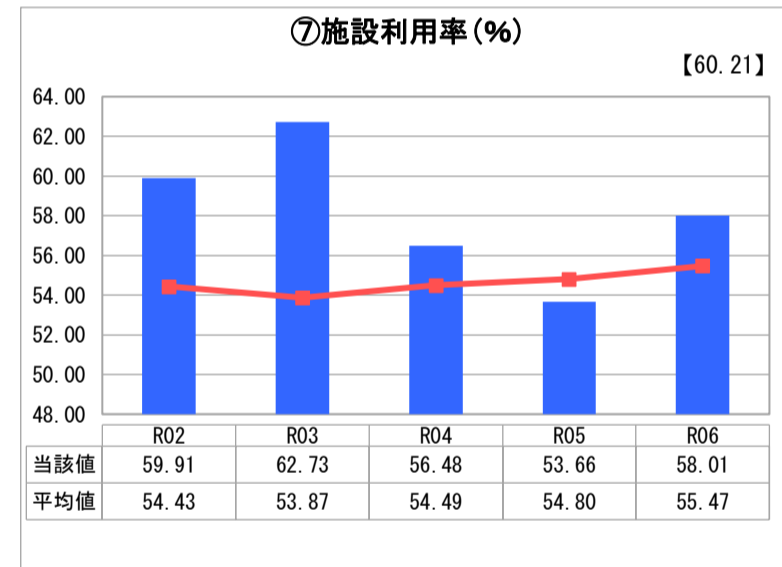
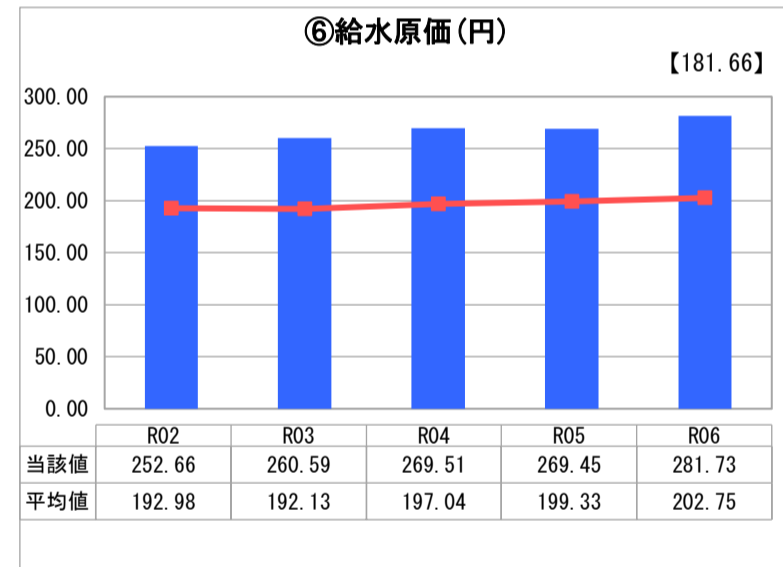
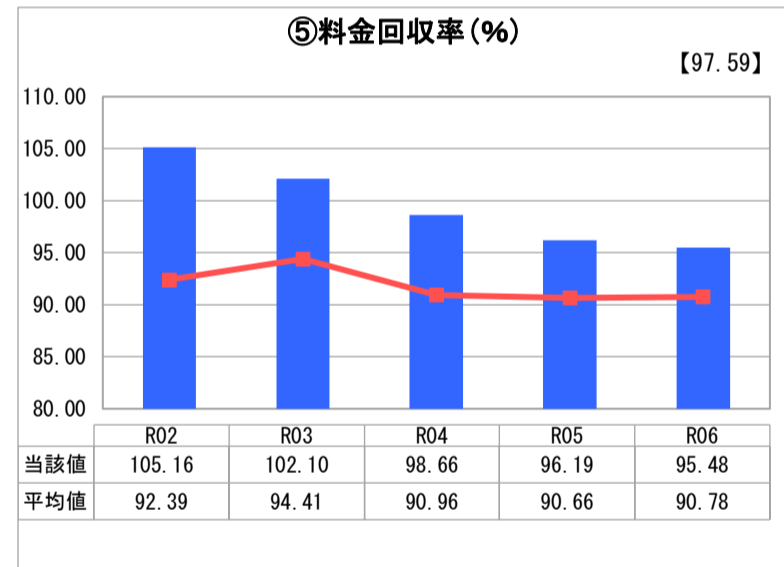
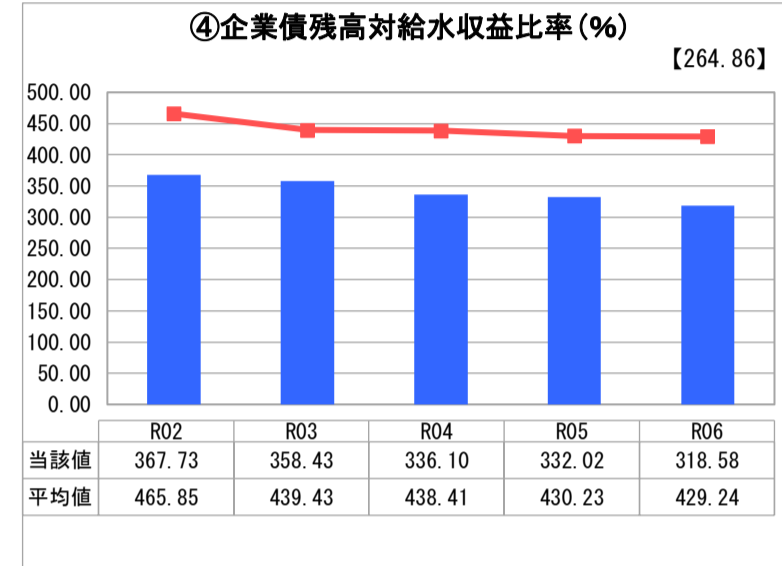
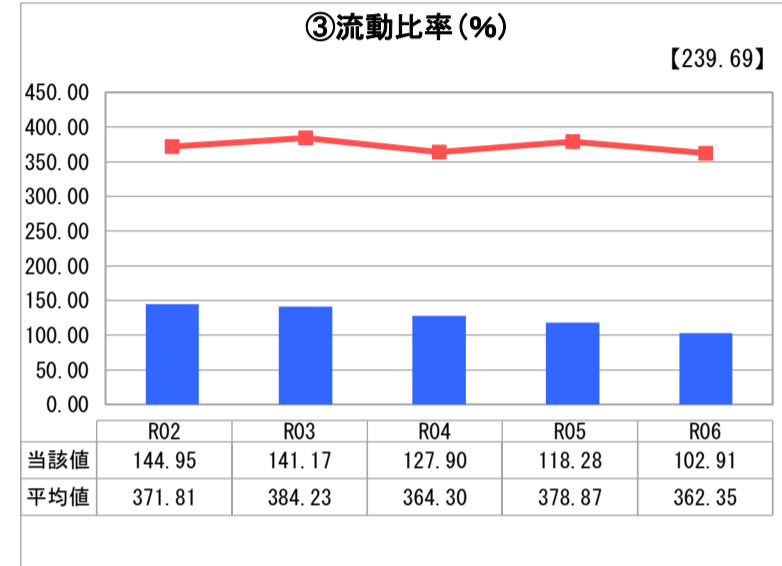
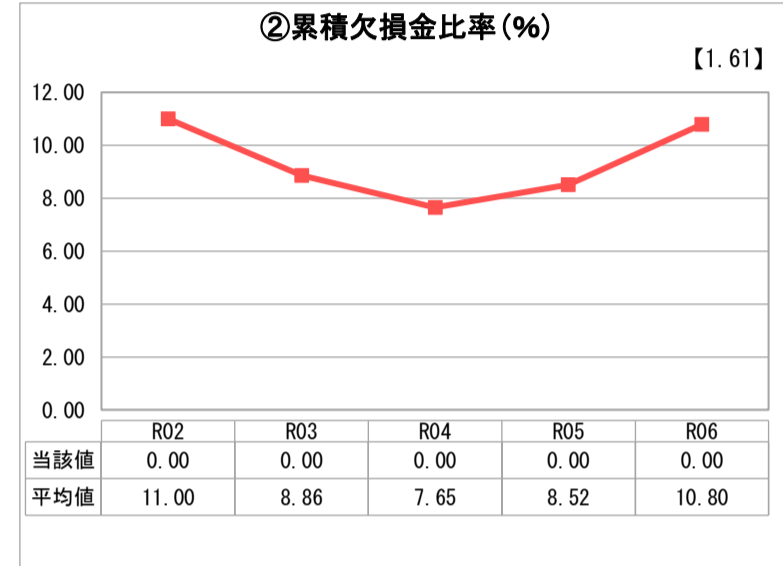
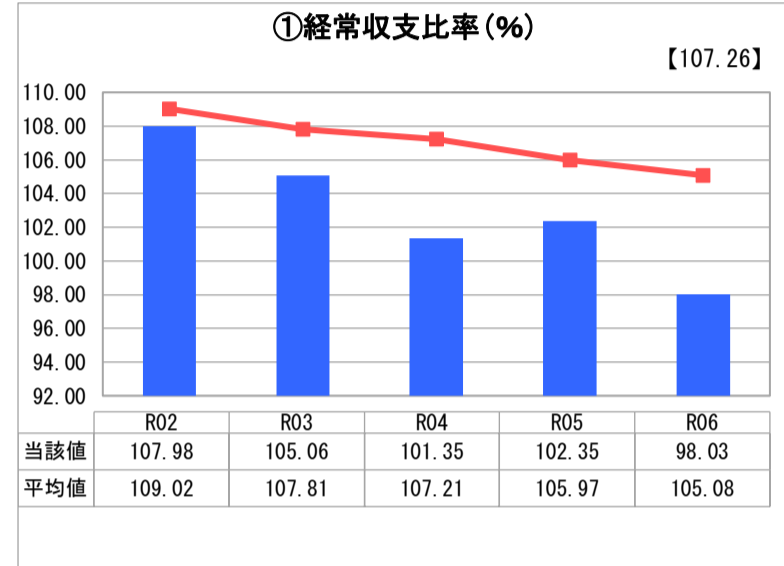
山形県 川西町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	水道事業	末端給水事業	A7	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)	
-	55.14	99.44	5,280	

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
13,385	166.60	80.34
現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
13,205	88.75	148.79

グラフ凡例	
■	当該団体値(当該値)
—	類似団体平均値(平均値)
【	令和6年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

本町水道事業は、給水人口の減少や節水器具の普及に伴い、年々水需要は落ち込んでおり、町としてもメディカルタウンの整備等により人口の増加に向けた対策を講じているものの、減少傾向にあります。令和6年度の経営状況は、経常収支比率が100パーセントを下回り、単年度赤字を計上しております。また、流動比率は100%を上回っているものの、減少傾向が続いており、料金回収率についても100%を下回っており、経営の改善を図っていく必要があります。

具体的には、水道料金の改定や給水停止を含めた水道料金の徴収(未収金対策)を継続実施し、収入の確保を図ってまいります。

また、不明水(漏水)の減少に努め、有収率を向上させる必要があります。令和6年度は漏水が多発し、漏水調査等を行いながら、有収率の向上を目指してまいりましたが、結果としては令和5年度から7.03%低下し、72.58%となりました。全国平均と比較すると有収率が低位であり、今後も継続して漏水調査を実施してまいります。

また、企業債残高対給水比率は年々減少しているものの、全国平均との比較では未だに高い水準となっています。

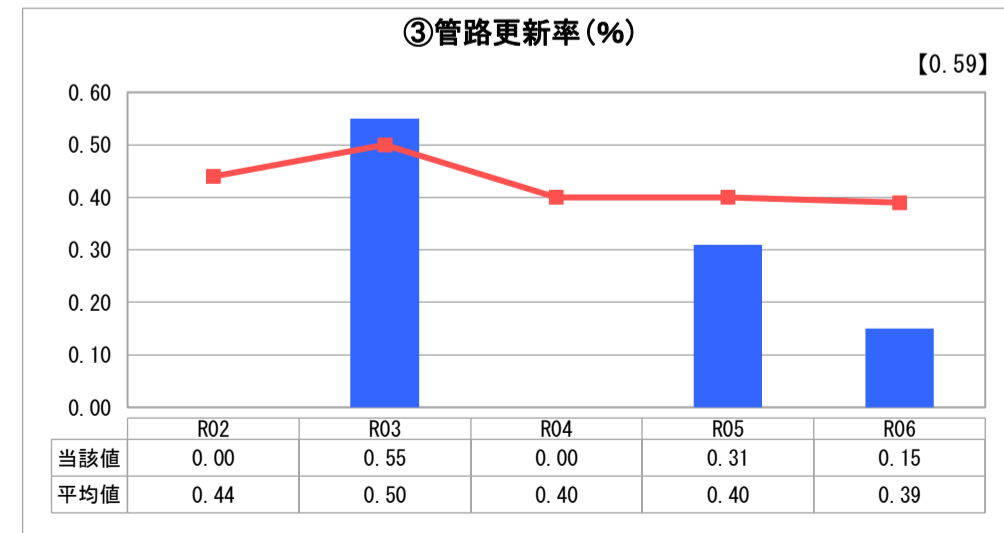
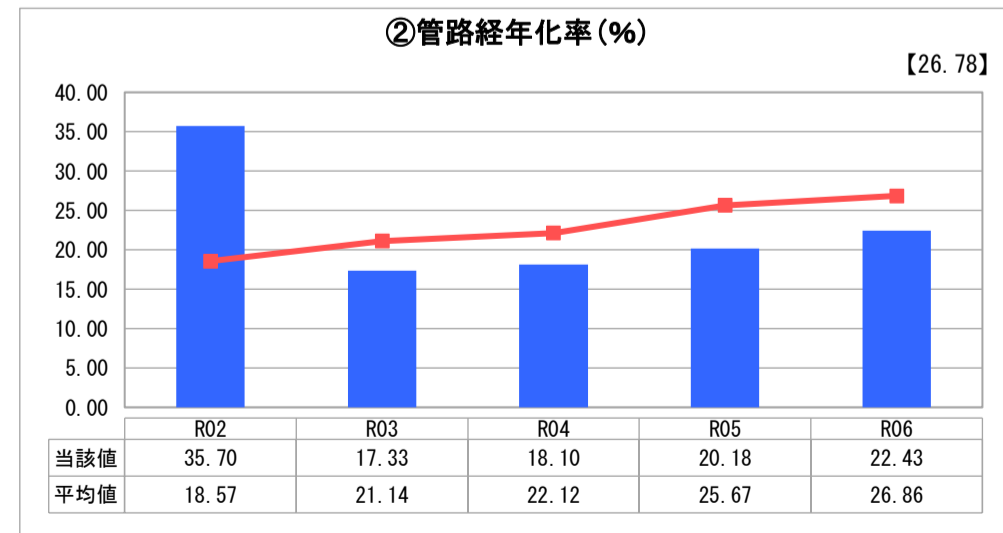
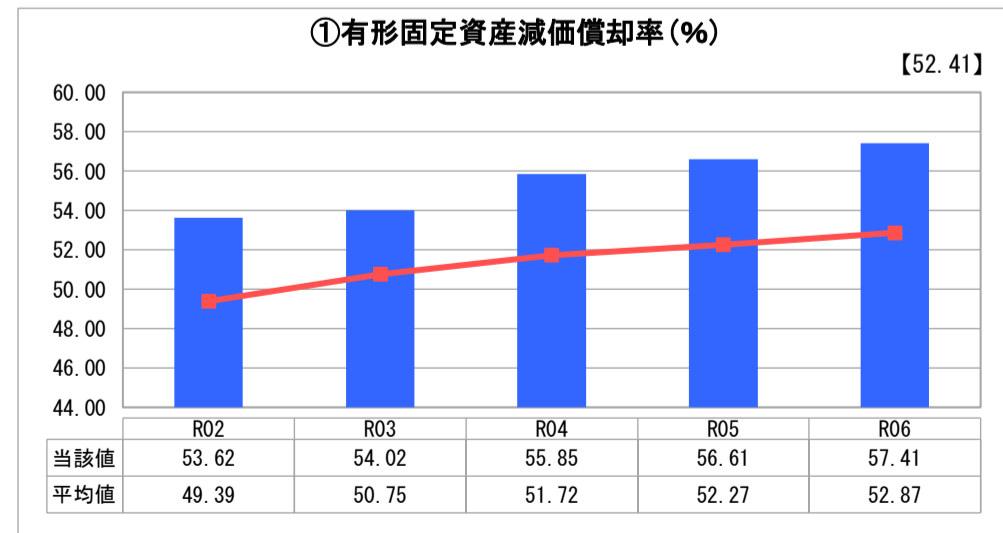
今後も経営戦略に基づき、計画的に水道施設の整備や更新工事等を行い、安定した経営を行ってまいります。

2. 老朽化の状況について

本町の水道事業は、昭和36年に開始しており、布設した配水管の老朽化が顕著になっております。有形固定資産減価償却率は、類似団体平均や全国平均を上回っており、法定耐用年数を超えた管や法定耐用年数に近い管が多いことを示しております。

一方で管路更新率は、令和6年度で0.15%と類似団体平均や全国平均よりも低調であり、より一層の管路更新に取り組んでいく必要があります。

2. 老朽化の状況



全体総括

今後も、更なる人口減少や高齢化及び節水器具の普及等が進むことが予想されるとともに、物価高騰により、益々水道事業経営が厳しい状況が続くと考えられます。

まずは、早急に水道料金の見直しを行い、収入の増加を図るとともに、より一層の費用の削減と有収率向上に取り組んでまいります。また、アセットマネジメントによる資産把握と管の更新を徹底し、安全で安定した水道水の供給と安定した経営を行ってまいります。

用語解説

●水需要

住民や企業が生活や活動を行う上で必要とする水の量、あるいは、水道水として供給が求められている水の量。人口の増減や企業の業績のほか、水の使用に対する意識や器具の改良・普及のより水の量は増減します。

●県水

県企業局置賜電気水道事務所（笹野浄水場）で作られた水道水。

●有収率

年間の料金徴収の対象となった水量等（有収水量）を年間に給水区域に供給した実績水量（配水水量）で除した割合。

●日最大給水量

1日に配水された水量が、1年間の中で最も多い水量。

●残留塩素管理

水道水は、衛生面から塩素消毒を行い、残留塩素が一定程度以上あることが水道法で定められています。

また、塩素は時間経過すると濃度は減少してしまいます。塩素濃度の調整は高すぎると味や臭いに影響しますし、低すぎると衛生面で影響が出ることから、微妙な調整管理を行うことが不可欠です。

●内部留保資金

実際に現金の支払がない費用（減価償却費等）の計上によって生じた資金（損益勘定留保資金）や過去の利益を積み立てた資金など、水道会計内部に留保している資金。建設改良資金や借入金返済のために使用されます。